

## 公募貸付の方法

項目	内容
1 公募方法	公募による 北九州港ホームページへの掲載ほかにより貸付希望者を募る。
2 貸付対象者	コンテナ物流、倉庫・保管などの用に供する企業等 ※商港区における用途に供することができる者に限定する。 (ただし、地区の特性上、屋外による野ざらしでの飛散貨物の保管、スクラップ作業による用途は不可。)
3 最低貸付料 (年 額)	年額29,499,958円(20,600円/㎡) ※応募者が1者の場合、上記価格を貸付料とする。 応募者が複数の場合は、申込内容の審査による合格者の中から、上記価格を最低貸付料として借受希望価格(年額)の提示を受け、最も高い借受希望価格を提示した者を貸付対象者とし、当該希望価格で貸し付ける。
4 応募者資格要件	<p>次の(1)～(4)の全てを満たすことを要件とする。なお、応募者の資格要件は、関係各所などへ照会し確認することがある。</p> <p>(1) 自ら当該土地を賃借し、活用する資力及び実績を有する法人であること。</p> <p>(2) 主にコンテナ貨物の保管・物流拠点として貸付地を活用すること。</p> <p>(3) GX 関連製品の保管・物流を事業計画に位置付けている日本国内企業であること。</p> <p>(4) 次の全ての事項に該当しないこと。</p> <p>ア 他の応募者の構成員として重複している者</p> <p>イ 本市が行う市有地売払に関し、下記の事実があった後2年を経過していない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札を取消されたことがある者</li> <li>・落札者として資格を取消されたことがある者</li> <li>・申込を取消されたことがある者</li> <li>・当選者若しくは補欠者としての資格を取消されたことがある者</li> <li>・過去に落札者、当選者(補欠者が繰上により当選者となった場合を含む)、もしくは先着順買受申請者となり契約の締結及び代金の納入に至らなかった者</li> </ul> <p>ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者</p> <p>エ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している者</p> <p>オ 本市から指名停止措置を受けている者</p> <p>カ 本市と現在係争中にある者</p> <p>キ 以下の申立てがなされている者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て</li> <li>・会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て</li> <li>・民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て</li> </ul> <p>ク 手形交換所による取引停止処分を受けている者</p> <p>ケ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者で役員以外の者)が法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者</li> <li>・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年経過していない者</li> <li>・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者</li> <li>・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</li> <li>・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</li> </ul> <p>コ 分区(商港区)における用途規制に不適格な用途を計画して貸付を希望する者</p> <p>サ 本港港湾施設を全く利用しない者</p>
5 応募の制限	・区画全部の賃借とする(区画の一部のみの賃借は認めない。)

<p>6 貸付条件</p>	<p>(1) 貸付期間 事業用定期借地権設定契約10年以上30年以内のうち、双方で協議の上決定する。なお、北九州市と借受者の双方で合意する場合に限り、上記期間の範囲内での延長を可能とする。</p> <p>(2) 施設の整備等 ア 土地貸付申込書に添付した進出計画に基づき、事業を始めること。 イ 同敷地は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号『廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地』に指定されているため、施設等の建設に当たっては環境局施設課に必ず事前相談すること。</p> <p>(3) 公害防除 公害防除措置を講じること。</p> <p>(4) 関係法令の遵守 貸付物件の使用等に当たっては、公有水面埋立法、港湾法、北九州市臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令を遵守すること。</p> <p>(5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年10月条例第59号）、北九州市暴力団排除条例（平成22年6月条例第19号）の遵守 当該条例を遵守すること。また、契約資格確認のため、関係官公庁に照会することに承諾し、役員一覧表を提出すること。当該条例に抵触する場合は契約できないこととし、契約後に当該条例に抵触することが判明した場合は契約を解除することができるものとする。</p> <p>(6) 土地の引渡し 事業用定期借地権設定契約締結後、現状有姿のまま引渡しを行う。</p>
<p>7 申込方法</p>	<p>(1) 申込受付期間 令和8年4月24日(金)から令和8年5月14日(木)まで（但し、閉庁日は除く）。</p> <p>(2) 受付時間 9：00～17：00（12：00～13：00を除く）</p> <p>(3) 価格有効期間 令和8年3月26日から令和9年3月25日まで</p> <p>(4) 提出方法 下記(6)の事務局まで直接持参又は郵送（書留郵便に限る）</p> <p>(5) 申込書類 所定の申込書に次の書類を添付する。 ア 決算報告書の写し（過去3年分） イ 定款 ウ 会社経歴書 エ 商業登記簿謄本 オ 納税証明書（過去2年度分の固定資産税・市民税及び完納証明） カ 役員一覧表</p> <p>(6) 受付場所（事務局） 北九州市小倉北区内1-1 北九州市港湾空港局洋上風力拠点化推進課（TEL093-582-2994）</p> <p>(注)提出書類の確認等を行うため、提出前に事務局へ要連絡。</p>
<p>8 選考基準</p>	<p>申込者が複数の場合には関係法令等により選考を行い、貸付対象者を決定する。</p>
<p>9 契約方法</p>	<p>随意契約</p>
<p>10 貸付料の納入方法</p>	<p>事務局の指示に従う事。（原則、年4回払い）</p>
<p>11 貸付の流れ</p>	<p>申込受付 ⇒ 審査・選考 ⇒ 貸付対象者決定 ⇒ 事業用定期借地権設定契約締結</p>